



事務連絡
平成21年5月1日

附属学校を置く各国立大学法人担当課
各都道府県私立学校主管課
各都道府県・指定都市教育委員会総務課
小中高等学校を設置する各学校設置会社の学校担当事務局

御中

文部科学省高等教育局私学部私学行政課
文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課

新型インフルエンザに関する対応について（第2報）

メキシコから米国の一部地域等における新型インフルエンザ事例に対応し、WHOは、4月29日に警戒レベルをフェーズ4からフェーズ5に引き上げたところです。引き続き、4月28日付けでお送りした事務連絡に基づき、必要な対策の実施をお願いします。

また4月30日には、外務省から、メキシコ以外で新型インフルエンザ感染が確認されている国にも感染症危険情報が発出され、これらの国に渡航を予定している者に対し注意喚起がなされました。

さらに、政府は、本日、新型インフルエンザ対策本部を開催し、基本的対処方針を改定いたしました。主な改定内容は、水際対策をメキシコ以外の新型インフルエンザ発生国についても実施すること（基本的対処方針二）や国内で患者が発生した場合の措置を追加したこと（基本的対処方針五）です。

貴機関における出張や児童生徒等の海外修学旅行、海外旅行、留学等（実習船による外地寄港を含む。）につきましては、外務省の渡航関連情報にも十分御注意いただき、適切な対応をお願いします。

また、本日、新型インフルエンザの疑いがある患者の届出があったことを踏まえ、国内での発生に備え、児童生徒等に新型インフルエンザの疑いがある場合は、医療機関に直接行くのではなく、まずは最寄りの保健所等に電話等で御相談し、必要に応じて感染症指定医療機関等に受診することについて周知をお願いします。また、児童生徒等に対し、感染の予防に極めて重要なマスクや手洗い、うがい、人混みを避けるといった日ごろからの基本的な備えをすることについて周知をお願いするとともに、引き続き、正確な情報に基づき冷静な対応をお願いします。

国立大学法人におかれましては、各附属学校に対して、都道府県教育委員会におかれましては、域内の市区町村教育委員会及び所管の学校（専修学校・各種学校を含む。）、社会教育施設、社会体育施設、文化施設に対して、都道府県私立学校主管課におかれましては、所轄の学校（専修学校・各種学校を含む。）等に対して周知をお願いいたします。

なお、海外修学旅行については、「海外修学旅行の安全確保について（通知）」（17初

国教第40号) (別添資料参照) において、出発の1カ月前までに、当該修学旅行に関する事項を、文部科学省に提出いただくこととなっておりますが、今般の事情に鑑み、別途、別紙1による実態把握にご協力をお願いいたします。さらに、帰国後、児童生徒及び引率教員等について、新型インフルエンザに罹患した疑いが発生した場合、別紙2により、速やかに文部科学省に提出をお願いいたします。

文部科学省としては、今後とも情報収集及び提供に努めてまいりますので、今後の動向に御注意くださるようお願いいたします。

なお、国内で新型インフルエンザが発生した場合は、「新型インフルエンザ対策に関する文部科学省行動計画」を参照の上、特に、下記の点に留意するなど、学校の臨時休業等の措置が適切に講じられるようお願いいたします。

記

- 1 文部科学省等及び地方公共団体の保健部局等からの臨時休業等の情報提供や要請に速やかに対応できるよう、教育委員会、附属学校を置く国立大学法人、私立学校担当の知事部局及び担当者と学校等との連絡網等について確認すること。なお、各学校においても、臨時休業等の情報提供や要請に迅速に対応できるよう各家庭との連絡網を確認するよう指導すること。
- 2 児童生徒や教職員等に新型インフルエンザ患者が発生した場合、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、入院措置等が講じられることから、厚生労働大臣及び都道府県知事の要請に対して速やかに協力すること。
- 3 学校において、児童生徒や教職員等に新型インフルエンザ患者が発生したことがわかった場合には、当該学校の設置者は、ただちに発生した地域の都道府県保健部局等に相談するとともに、文部科学省及び都道府県等から発表される情報を踏まえ、臨時休業等の措置が適切に講じられるようにすること。
- 4 都道府県において第1例目の患者が確認されるなどにより、都道府県保健部局等から学校の臨時休業の要請があった場合、学校の設置者は、必要に応じて要請を行った都道府県保健部局等と相談しつつ、臨時休業の開始時期及び対象校等を検討し、これらの措置が適切に講じられるようにすること。
- 5 学校が臨時休業等の措置を行った際には、学校の設置者は、都道府県教育委員会、都道府県私立学校担当部局等にその旨を報告することとし、都道府県教育委員会及び都道府県私立学校担当部局は、文部科学省に報告すること(別紙3のとおり)。文部科学省は、都道府県教育委員会等からの報告を取りまとめた上で、全国の都道府県に周知することとしていること。ただし、国立大学附属学校において臨時休業等の措置を行った際には、当該国立大学法人の担当部局は文部科学省に報告すること(別紙3のとおり)。

(参考)

○政府における基本的対処方針（平成21年5月1日決定）（別紙4）

○新型インフルエンザ対策行動計画等（抜粋）（別紙5）

○学校保健安全法（抜粋）（別紙6）

○文部科学省新型インフルエンザ電話相談窓口

対応時間：午前9時～午後6時30分（平日、休日ともに）

電話番号：03-6734-2957

○参考ホームページ

（首相官邸ホームページ）

<http://www.kantei.go.jp/jp/kikikanri/flu/swineflu/index.html>

（厚生労働省ホームページ）

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou04/index.html>

（外務省ホームページ）

<http://www.anzen.mofa.go.jp/>

（食品安全委員会ホームページ）

<http://www.fsc.go.jp/>

（農林水産省ホームページ）

<http://www.maff.go.jp/>

（文部科学省ホームページ）

http://www.mext.go.jp/a_menu/influtaisaku/

【本件連絡先】

文部科学省：03-5253-4111（代表）

学校保健・その他：スポーツ・青少年局学校健康教育課保健指導係（内2918）

学校給食：スポーツ・青少年局学校健康教育課学校給食係（内2694）

海外修学旅行・高校生留学・帰国児童生徒の受入れ：初等中等教育局国際教育課国際理解教育係（内3562）

国立大学附属学校：高等教育局大学振興課教員養成企画室教育大学係（内3498）

私立学校：高等教育局私学部私学行政課法規係（内2532）

専修学校・各種学校：生涯学習政策局生涯学習推進課専修学校第一係（内2939）

社会教育施設：生涯学習政策局社会教育課法規係（内2973）

社会体育施設：スポーツ・青少年局企画・体育課施設係（内2672）

文化施設：文化庁文化部芸術文化課推進係（内3163）

海外修学旅行等の安全確保に係る実態調査について（依頼）

標記の件につきましては、別添のとおり、平成17年6月30日付け17初国教第40号の通知により、海外修学旅行の日程等についてご提出をお願いしているところですが、必ずしもすべての学校からはご提出いただけていないところです。

今般、新型インフルエンザに関する水際対策及び安全確保のため、修学旅行の実績及び今後の予定等について、急遽、実態調査を行うこととなりました。

つきましては、お手数をお掛けいたしますが、下記の事項にご留意の上、実態調査表を5月14日（木）までに下記担当者宛にご提出願います。

また、当初予定していた日程等について変更や中止などがあれば、その箇所が分かるよう調査表へ記載願います。

すでにご提出いただいている担当者におかれましては、二度手間となってしまう、ご面倒をお掛けしますが、宜しくお願いします。

記

対象旅行：海外修学旅行、海外への研修旅行、姉妹校提携などによる海外旅行など
（学校行事としての海外旅行すべてを対象とする）

対象校種：小・中・高校・中等教育学校

対象期間：平成21年度の海外修学旅行等（昨年度から今年度にまたがって滞在するものも含む）

提出様式：メールを原則とする

【提出先】

文部科学省 初等中等教育局

国際教育課 国際理解教育係

担当 湯浅 一哉（ゆあさ かずや）

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

T E L : 03-5253-4111 (内線3562)

03-6734-2440 (直通)

F A X : 03-6734-3738

Email:k760820@mext.go.jp

【提出先】

文部科学省初等中等教育局 国際教育課国際理解係
 湯浅宛 提出期限5月14日(木) FAX03-6734-3738

海外修学旅行等の安全確保に係る実態調査票

	記入欄	備考
都道府縣市町村名等		
担当者役職名・氏名		
担当者:電話番号		
担当者:FAX番号		
担当者:Email		

	記入欄	備考
行き先		
経由地(乗り継ぎ地)		
期間		
参加人数	合計 人(生徒 人、引率教員 人)	
学校名		
学校:住所	〒	
学校:電話番号		
学校:FAX番号		
学校:連絡責任者氏名		
学校担当者メールアドレス		
学校:夜間緊急連絡先		
フライト番号:往路		
フライト番号:復路		
フライト番号:その他		
取扱旅行会社名		
旅行会社:電話番号		
旅行会社:担当者		
現地代理店		
保険会社名		
保険会社:電話番号		
現地宿泊先1 月 日() ~ 月 日()		
現地宿泊先2 月 日() ~ 月 日()		
現地宿泊先3 月 日() ~ 月 日()		
現地宿泊先4 月 日() ~ 月 日()		

・海外修学旅行に参加した児童生徒及び引率教員等につき、新型インフルエンザに罹患した疑いが発生した場合、以下の事項について記載の上、速やかに本件連絡先まで提出をお願いいたします。
 ※なお、提出については、可能な限り電子メールにてお願いいたします。

	記入欄	備考
都道府県・指定都市名		
担当者役職名・氏名		
担当者:電話番号		
担当者:FAX番号		
担当者:Email		

学校名	
学校:住所	〒
学校:電話/FAX番号	(電話) (FAX)
学校:メールアドレス	
学校:連絡責任者氏名	
学校:夜間緊急連絡先	
渡航先	

	記入欄
罹患した疑いのある者	例:2年生男子 1名(A:〇〇市在住) 2年生女子 2名(B:〇〇市在住、C:〇〇市在住)
罹患した疑いのある者の症状	例:発熱、倦怠感、食欲不振、咳、鼻水、咽頭痛、吐気、嘔吐、下痢
これまでの経過	(A) 例:〇月〇日発熱、〇〇病院にて検査の結果、〇〇と診断。タミフル処方。同病院に入院。 〇月〇日退院。その後、自宅にて療養中。学校については〇日間欠席。
	(B)
	(C)
学校の対応	例:〇月〇日~〇月〇日の間、臨時休校

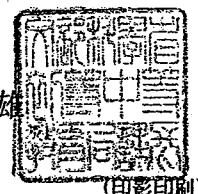
【本件連絡先】

文部科学省初等中等教育局国際教育課国際理解教育係

電話:03-6734-2440(直通)

FAX:03-6734-3738

メール:k760820@mext.go.jp

17初国教第40号
平成17年6月30日各都道府県・指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事 殿
附属学校を置く各国立大学法人学長文部科学省初等中等教育局国際教育課長
山脇良雄

(印影印刷)

海外修学旅行の安全確保について（通知）

海外修学旅行における安全確保の徹底については、平成16年9月8日付け16文科初第630号により通知いたしました。今般、外務省より別添文書のとおり、提出書類の定型化等について依頼がありました。今後は、当該文書に則り、海外修学旅行の安全確保のための手続きに遺漏のないよう取扱い願います。主な変更点は下記のとおりです。

また、貴管下の市町村教育委員会及び学校に対し周知徹底方願います。

記

1. 提出書類の様式について

海外修学旅行を実施する場合、当該修学旅行に関する書類を提出することとなっているが、外務本省及び関係在外公館における援護活動をより円滑にするため、外務省所定の様式に必要事項を記入し、提出することとした。

2. 参加者名簿の取扱いについて

これまで、氏名、年齢等を記した参加者名簿の提出を義務付けていたが、参加者名簿は大規模事故の発生時等の場合にのみ提出することとした。

万一の事件・事故に備え、事前に緊急連絡体制表及び参加者名簿を各学校で作成し、関係者間で周知徹底する点は以前と変わらないので留意すること。

なお、これまで、都道府県教育委員会において管下の市町村教育委員会及び学校からの提出書類を取りまとめていましたが、今後、指定都市教育委員会については、都道府県教育委員会を通さず、管下の学校を取りまとめ、提出書類を外務省及び文部科学省に直接提出してください。

【本件担当】

文部科学省初等中等教育局国際教育課
国際理解教育第一係（菊池・堀口）
〒100-8959 東京都千代田区丸の内2-5-1
TEL：03-5253-4111（内線3479）
FAX：03-6734-3738外務省領事局海外邦人安全課
〒100-8919 東京都千代田区霞ヶ関2-2-1
TEL：03-5501-8000（内線2857）
FAX：03-5501-8160

(別添様式)

第 号
平成 年 月 日

外務省領事局長 殿

〇〇県教育委員会教育長
(〇〇市教育委員会教育長)
(〇 〇 県 知 事)
(〇 〇 大 学 長)

海外修学旅行の実施について (通報)

今般、管下の〇〇県立〇〇高等学校 (〇〇市立〇〇高等学校、〇〇県私立〇〇高等学校、〇〇大学附属〇〇高等学校) (〇年生約〇〇人) が学校教育活動の一環として別添旅行日程等により、〇〇国へ旅行することとなりましたので、通報いたします。

(別添)

1. 外務省宛提出書式 (別添1-2)
2. 日程表 (日程・目的地を含む)

(注) 写しを文部科学省初等中等教育局国際教育課長宛に提出すること

領安第7181号

平成17年6月22日

文部科学省初等中等教育局
国際教育課長 殿

外務省領事局海外邦人安全課長



海外修学旅行等における安全対策（周知依頼）

海外修学旅行に関しては、平成元年文初高第53号及び同第75号並びに平成16年往信領安第9379号に基づき、当省として安全確保のための措置を講じてきています。

今般、海外修学旅行中、万一不測の事態が発生した場合に、外務本省及び関係在外公館における援護活動をより円滑にする為、提出書類の定型化等、下記のとおり取扱いを変更することと致したく、本件変更につき、関係機関へ周知徹底を図ると共に、教育委員会・都道府県等を通じ管轄下の全中・高等学校及び専門学校に対し別添資料を送付頂きたく、ご協力願います。

記

1. 提出書類

- (1) 海外修学旅行を実施する場合は、万一事件・事故が発生した場合に備え、教育委員会・都道府県等から外務省領事局長に対し「海外修学旅行の実施について（通報）」を提出するよう、貴方よりご指導願います。

右通報に添付する提出書類を、別添1-2の通り定型化致しましたので、右確認の上、同書式の使用を周知徹底願います。 提出書類は、同書式と日程表となります。

- (2) 教育委員会・都道府県等が各学校から提出書類を受領した際は、本件提出書式に記載漏れがないこと、及び提出書類が全て整っていることを確認の上、外務省に送付するよう、貴方よりご指導願います。
- (3) 当方より在外公館に対し修学旅行の実施を事前連絡するため、遅くとも修学旅行出発日の30日前までには書類を外務省に提出して頂く必要があるので、右併せ周知徹底願います。

2. 安全確保

- (1) 貴方より、教育委員会・都道府県等を通じ、各修学旅行実施校に対し、海外修学旅行先の決定にあたっては外務省の渡航情報（海外安全ホームページ <http://www.mofa.go.jp/anzen/>参照）を参考に生徒の安全確保のための慎重な検討を行うこと、及び修学旅行出発前には必ず同ホームページの渡航情報を確認するよう、ご指導願います。
- (2) 外務省では、本件提出書類に基づく旅行計画を関係在外公館に通報し、万一の事態に備え、在外公館において、迅速且つ適切な対応が出来るよう準備致します。

危険情報の発出地域、または在外公館から旅行の実施について特に注意喚起があった地域への修学旅行実施校に対しては、外務省から個別に情報提供を行います。

また、外務省海外安全相談センター（電話：03-5501-8162）においても、海外での安全に関する相談を受け付けます。

付属添付

外務省宛提出書式

(別添1-2)

(記入例)

	記 入 欄	備 考
1	行き先	オーストラリア(シドニー、ブリスベン) ※日程表別添
2	経由地(乗り継ぎ地)	なし(直行便を利用) ※ <u>経由地で市内観光等をする場合は行き先に含めることとする</u>
3	期間	2005年6月1日(水)～8日(水)
4	参加人数	合計226人(生徒213人、引率教員13人)
5	学校名	都立外務高等学校
6	学校:住所	〒100-8919 東京都千代田区霞が関2-2-1
7	学校:電話番号	03-XXXX-XXXX
8	学校:FAX番号	03-XXXX-XXXX
9	学校:連絡責任者氏名	外務 太郎(校長)
10	学校:夜間緊急連絡先	090-XXXX-XXXX(校長携帯) 03-XXXX-XXXX(校長自宅)
11	フライト番号:往路	AB123便(成田→ブリスベン)
12	フライト番号:復路	AB345便(シドニー→成田)
13	フライト番号:その他	AB6789便(ブリスベン→シドニー)
14	取扱旅行会社名	外務旅行
15	旅行会社:電話番号	03-XXXX-XXXX
16	旅行会社:担当者	外務 花子
17	現地代理店	外務旅行ブリスベン支店 12 ABC Avenue, Brisbane, Queensland Tel: (61-7)XXXX-XXXX Fax: (61-7)XXXX-XXXX
18	保険会社名	外務損害保険株式会社(※代理店は不可)
19	保険会社:電話番号	(代)03-XXXX-XXXX
20	現地宿泊先1 6月2日(木)～6月6日(月)	ABC Hotel 12 ABC St. Brisbane, Queensland, 4000 Australia Tel: (67-1)XXXX-XXXX ・6/2は生徒・引率教員全員が宿泊 ・6/3～6は生徒はホームステイ、引率教員は左記ホテルに宿泊 ・生徒ステイ先は別添
21	現地宿泊先2 6月7日(火)～ 月 日()	XYZ Hotel 52 XYZ St. Sydney, N.S.W 2000, Australia Tel: (61-2)XXXX-XXXX ・生徒・引率教員全員が宿泊
22	※ <u>ホームステイの場合、本資料提出時までには生徒のステイ先が未定の場合引率教員の滞在先を必ず記載すること</u>	
23	現地宿泊先4 月 日()～ 月 日()	

新型インフルエンザに関する文部科学省への報告について（協力依頼）

新型インフルエンザに関して速やかな事態の把握と情報伝達を行うため、以下の場合には、就業時間内外を問わず、速やかに下記まで御報告ください。

<文部科学省への報告事項1>

- 貴国立大学法人の附属学校、貴都道府県・指定都市教育委員会域内の公立学校（専修学校含む）、貴都道府県所轄の私立学校（専修学校含む）及び貴学校設置会社の小中高等学校（以下単に「学校」という。）において、児童生徒、教職員等に新型インフルエンザ患者として確認された者、その他感染の疑いがある者が発生した場合には、①学校において事項を把握した日、②児童生徒・教職員別患者数、③当該患者の状況、④当該都道府県保健部等への報告日時

<文部科学省への報告事項2>

- 学校において、学校保健安全法に基づき、新型インフルエンザにかかっており、かかっている疑いがあり、又はかかるおそれのある児童生徒の出席を停止した場合には、①学校名及び人数、②措置を講じた年月日、③措置を終了した学校名、人数及び年月日

<文部科学省への報告事項3>

- 都道府県保健部局等から、学校の臨時休業の要請があった場合には、①学校名（都道府県教育委員会等は、都道府県全域又は市町村名等など地域の範囲と校種別の学校数の報告で結構です。）、②要請年月日及び要請の内容、③学校がとった措置

<文部科学省への報告事項4>

- 学校においては、学校保健安全法に基づき臨時休業の措置を講じた場合には、①学校名（都道府県教育委員会等は、都道府県全域又は市町村名等など地域の範囲と校種別の学校数の報告で結構です。）、②臨時休業の措置を講じた年月日、③臨時休業の措置を終了した学校名（又は地域の範囲と校種別の学校数）・年月日

【文部科学省担当者連絡先】

スポーツ・青少年局学校健康教育課 保健指導係

- (1) 平日（9：30～18：30）
TEL：03-5253-4111 【文部科学省代表】
（内線2918、2070、2976、3379）
- (2) 平日（上記時間外）及び休日
TEL：03-6734-2918
03-6734-2976
- (3) (2)の番号につながらない場合
TEL：080-5873-1950
- (4) FAX番号
FAX：03-6734-3794

※ 都道府県・指定都市教育委員会学校保健主管課におかれては、学校健康教育課保健指導係まで、夜間及び休日の緊急連絡先を御登録ください。

- ①ご担当者氏名、②携帯電話番号、③自宅電話番号

＜文部科学省への報告事項５＞

- 学校において、新型インフルエンザの影響により、入学選抜の時期、内容等を変更する場合

【文部科学省担当者連絡先】

1 国立大学附属学校

- (1) 就業時間内（平日 9：30～18：15）
高等教育局大学振興課教員養成企画室教育大学係
TEL：03-6734-3498 FAX：03-6734-3387
- (2) 就業時間外
- | | | | |
|------|-----------|------|------------------|
| 第一順位 | 国立大学法人支援課 | 課長補佐 | TEL：03-6734-4754 |
| 第二順位 | 同 | 課長補佐 | TEL：03-6734-4752 |
| 第三順位 | 同 | 専門官 | TEL：03-6734-4753 |

2 公立学校

初等中等教育局児童生徒課 指導調査係

TEL：03-6734-3297 FAX：03-6734-3735

3 公立専修学校及び公立各種学校

生涯学習政策局生涯学習推進課専修学校第一係

TEL：03-6734-2939 FAX：03-6734-3715

4 私立学校（専修学校・各種学校を含む）及び学校設置会社の小中高等学校

- (1) 平日（9：30～18：30）
TEL：03-5253-4111 【文部科学省代表】
（内線 2532、2530、2533）
- (2) 平日（上記時間外）及び休日
TEL：03-6734-2527 【私学部直通（ア）】
03-6734-2616 【私学部直通（イ）】
03-6734-2579 【私学部直通（ウ）】
03-6734-3328 【私学部直通（エ）】
- (3) 休日中で（2）の番号につながらない場合
TEL：03-6734-4755 【私学行政課緊急連絡先（オ）】
03-6734-4756 【私学行政課緊急連絡先（カ）】
03-6734-4757 【私学行政課緊急連絡先（キ）】
- (4) FAX番号・E-mailアドレス
FAX：03-6734-3395
E-mail：sigakugy@mext.go.jp

※上記連絡先に関するお願い

- 文部科学省私学部連絡先におかけの場合は、「新型インフルエンザの件で私学行政課に電話をかけた。」とおっしゃってください。
- 回線がふさがっており、つながらない場合は、お手数ですが、再度おかけください。
- 新型インフルエンザの件に関して、私学行政課では、約750の法人等を対象として、電話やメールで連絡をしております。上記連絡先も、先般ご登録をお願いした連絡先と当方との緊急かつ確実な連絡を期すべく開設したものです。この趣旨をご理解いただき、設置校への回付を御遠慮いただく等、適正なご利用をお願いいたします。

5 公立・私立幼稚園

初等中等教育局幼児教育課 企画係

TEL：03-6734-3136 FAX：03-6734-3736

基本的対処方針

政府は、新型インフルエンザの発生は、国家の危機管理上重大な課題であるとの認識の下、新型インフルエンザへの対策に総力を挙げて取り組むこととし、次の措置を講ずることを決定した。

- 一. 国際的な連携を密にし、諸外国における罹患の状況、WHOや諸外国の対応状況、新型インフルエンザウイルスの特徴等に関する情報収集に最大限の努力を払い、国民に迅速かつ的確な情報提供を行うとともに、問い合わせに対し、厚生労働省・外務省や自治体等の相談窓口において適切に対応する。
- 二. 在外邦人に対し支援を行うこと及びウイルスの国内侵入をできる限り防止することを目的として、各国における感染の度合いを勘案し、以下の水際対策を実施する。
 - (一) メキシコ等発生国への感染症危険情報の発出
 - (二) メキシコ等発生国の在外邦人に対する情報提供、タミフルが医療機関から払底した場合の在外邦人への提供等支援の強化

(三) メキシコ等発生国からの邦人の帰国を支援するための諸対策の推進

(四) 検疫・入国審査の強化、空港における広報活動の強化

(五) 必要に応じ、メキシコ等発生国からの入国者に関する査証審査の厳格化

(六) メキシコ等発生国から入国した感染者や感染したおそれのある者に対する隔離・停留及び空港等における警備強化

三. ウイルス株を早急に入手し、検査法の確立、病原性等の解析及びパンデミックワクチンの製造に取り組む。

四. 新型インフルエンザの疑いのある患者の届出があったことを踏まえ、患者の国内での発生に備え、以下の対策に万全を期する。

(一) 保健・医療分野を始めとする全ての関係者に対する的確な情報提供

(二) 発熱外来の早急な整備

(三) 国内サーベイランスの強化

(四) 疑いのある患者への迅速・的確な医療の提供

(五) 電気・ガス・水道、食料品・生活必需品等の事業

者に対する供給体制の確認や注意喚起

五. 国内で患者が発生した場合には、ウイルスの特徴や感染拡大の恐れに応じて、四に加え、弾力的、機動的に以下の措置を講ずる。

(一) 積極的疫学調査の徹底

(二) 患者や濃厚接触者が活動した地域等における感染拡大防止措置の徹底

○ 外出にあたってのマスク着用、うがい、手洗い、咳エチケットの徹底等の呼びかけ

○ 不要不急の外出自粛の要請

○ 時差出勤や自転車・徒歩等による通勤の要請

○ 集会、スポーツ大会等の開催自粛の要請

○ 必要に応じ、学校・保育施設等の臨時休業の要請

○ 事業者に対し不要不急の事業の縮小の要請

(三) 抗インフルエンザウイルス薬等の円滑な流通と適切な使用

(四) 医療従事者や初動対応要員等の保護

○新型インフルエンザ対策行動計画

(新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザに関する関係省庁対策会議 平成21年2月改定)

(第二段階 国内発生早期)

[国内での感染拡大防止]

予防・まん延防止

- ・ 都道府県等又は業界団体等に対し、発生地域の住民や関係者に対して次の要請を行うよう依頼し、又は直接要請を行う。
 - 学校、通所施設等の設置者に対し、臨時休業及び入学試験の延期等を行うよう要請する。(厚生労働省、文部科学省)

○新型インフルエンザ対策ガイドライン

(新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザに関する関係省庁対策会議 平成21年2月17日)

「感染拡大防止に関するガイドライン」

第3章 各段階における対策

3) 地域対策及び職場対策

(学校等)

- ・ 都道府県は、管内で新型インフルエンザが発生して、感染症法第15条の規定に基づく積極的疫学調査を実施した結果、必要があると認めた場合、学校等の設置者に対し、臨時休業を要請する。
- ・ 学校等の設置者は、都道府県の要請を踏まえ、臨時休業の開始と終了を判断し、実行する。学校等の臨時休業が実施された場合、都道府県教育委員会等は、速やかに文部科学省等へ報告し、同省等から全国の都道府県教育委員会等に周知する。
- ・ 臨時休業の開始時期及び終了時期の基本的考え方は、次に掲げるとおりであるが、地域の実情に応じて、判断されるものとする。

[開始時期]

原則として、都道府県において第1例目の患者が確認された時点とする(ただし、管内での感染拡大が否定される場合を除く。)。なお、都道府県は、生活圏や通勤、通学の状況等を勘案して、市区町村単位で臨時休業の開始時期の要請の判断を行うこともあり得る。

また、患者が確認されていない都道府県においても、近隣の都道府県において学校等の臨時休業が実施された場合は、生活圏や通勤、通学の状況等を踏まえ、学校等の臨時休業について検討し、必要であれば要請する。

学校等の設置者は、都道府県の要請を踏まえ、臨時休業の開始について判断し、実行する。

[終了時期]

都道府県は、原則として、積極的疫学調査の結果等をもとに、回復期になった時点から概ね7日ごとに厚生労働省等と協議して、臨時休業の解除時期を検討し、必要であれば要請する。

学校等の設置者は、都道府県の要請を踏まえ、臨時休業の終了について判断し、実行する。

○新型インフルエンザ対策に関する文部科学省行動計画

(文部科学省新型インフルエンザ対策本部 平成21年2月26日改定)

第二段階 国内発生早期

(5)大学等への要請

①大学、短期大学、高等専門学校等に対して、(3)の要請のほか、次のような対応を要請。

ア 文部科学省等及び地方公共団体の保健部局等からの臨時休業等の情報提供や要請に速やかに対応できるよう、学内の連絡網等について確認すること。なお、臨時休業等の情報提供や要請に迅速に対応できるよう、各学生への周知方法を確認すること。また、文部科学省等からの入学試験の延期等の要請に迅速に対応できるよう、入学志願者への連絡方法や問合せ窓口の設置、関係機関との連携・協力体制の構築及び第三段階(回復期)以降の受験機会の確保措置の実施方法等について再度十分な検討・準備を行うこと。その際、大学等の所在地区の状況のみではなく、入学志願者の出身地区の状況も考慮すること。

イ 文部科学省等から示される情報等を踏まえつつ、保健センター等からの呼びかけや学内広報・掲示板の活用等を通じ、新型インフルエンザについての情報を学生や教職員に迅速かつ確実に周知すること。また、新型インフルエンザ関連の報道も頻繁に行われることが想定されるため、パニックを引き起こさず、正しい情報に基づき、適切な判断・行動がなされるよう指導を徹底すること。

ウ 予防のためには、人混みを避けるとともに症状のある人に近寄らないことや、外出時にはマスクを使用すること、うがいと手洗いを励行することが重要である。また、症状のある人は「咳エチケット」を励行することが求められる。これらの衛生習慣が徹底されるよう指導すること。

エ 学生及び保護者等に対して、本人及び家族等の健康状態に特に注意し、異変が見られる場合には、医療機関等に相談するよう指導すること。

オ 学生や教職員に新型インフルエンザ患者が発生した場合、感染症法に基づき、入院措置等が講じられることから、厚生労働大臣及び都道府県知事の要請に対して速やかに協力すること。

カ 大学等において、学生や教職員に新型インフルエンザ患者が発生したことがわかった場合には、当該大学等の設置者は、ただちに発生した地域の都道府県保健部局等と相談するとともに、文部科学省等及び都道府県等から発表される情報を踏まえ、臨時休業等や入学試験の延期等の措置が適切に講じられるようにすること。

キ 都道府県において第1例目の患者が確認されるなどにより、都道府県保健部局等から学校の臨時休業の要請があった場合、大学等の設置者は、必要に応じて要請を行った都道府県保健部局等と相談しつつ、臨時休業の開始時期及び対象校や入学試験の延期等の開始時期及び範囲を検討し、これらの措置が適切に講じられるようにすること。

ク 学校が臨時休業及び入学試験の延期等の措置を行った際には、大学等の設置者は、文部科学省にその旨を報告すること(表1参照)。

ケ 大学等の臨時休業や入学試験の延期等の措置を行う必要がある状況にもかかわらず、臨時休業や入学試験の延期等の措置が講じられていない場合、文部科学省が、厚生労働省等からの情報等に基づき、国立大学法人、公立大学法人、公立大学法人を設置する地方公共団体、又は文部科学大臣所轄の学校法人に対し、臨時休業や入学試験の延期等の要請を行うことがありうること(表1参照)。

コ 大学等の臨時休業等の措置等を講じるに当たっては、患者等やその家族及び接触者に対する差別が起こらないよう十分留意すること。

サ 患者発生国・地域への海外旅行、留学等については、新型インフルエンザの関係情報を踏まえた上で、自粛を含め再検討するよう学生や教職員に周知すること。

シ大学等の留学生交流担当課に、通知等の手段により、感染予防策や発生状況等、新型インフルエンザの関係情報について速やかに周知すると同時に、以下のことを要請。

- ・留学中の日本人学生との連絡体制を確保すること。
- ・学生を派遣している、あるいは今後派遣する場合において、必要に応じて学生に適切な指導・助言を行うこと。
- ・発生国・周辺地域から帰国した学生及び入国した留学生に対して、新型インフルエンザのような症状を呈した場合に、ただちに保健所に相談の上、医療機関等で受診するようあらかじめ指導すること。

学校保健安全法（昭和33年法律第56号）（抜粋）

（出席停止）

第19条 校長は、感染症にかかっており、かかっている疑いがあり、又はかかるおそれのある児童生徒等があるときは、政令で定めるところにより、出席を停止させることができる。

（臨時休業）

第20条 学校の設置者は、感染症の予防上必要があるときは、臨時に、学校の全部又は一部の休業を行うことができる。



事務連絡
平成21年5月1日

附属学校を置く各国立大学法人担当課
各都道府県私立学校主管課
各都道府県・指定都市教育委員会総務課
小中高等学校を設置する各学校設置会社の学校担当事務局

御中

文部科学省高等教育局私学部私学行政課
文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課

新型インフルエンザに関する対応について（第2報）

メキシコから米国の一部地域等における新型インフルエンザ事例に対応し、WHOは、4月29日に警戒レベルをフェーズ4からフェーズ5に引き上げたところです。引き続き、4月28日付けでお送りした事務連絡に基づき、必要な対策の実施をお願いします。

また4月30日には、外務省から、メキシコ以外で新型インフルエンザ感染が確認されている国にも感染症危険情報が発出され、これらの国に渡航を予定している者に対し注意喚起がなされました。

さらに、政府は、本日、新型インフルエンザ対策本部を開催し、基本的対処方針を改定いたしました。主な改定内容は、水際対策をメキシコ以外の新型インフルエンザ発生国についても実施すること（基本的対処方針二）や国内で患者が発生した場合の措置を追加したこと（基本的対処方針五）です。

貴機関における出張や児童生徒等の海外修学旅行、海外旅行、留学等（実習船による外地寄港を含む。）につきましては、外務省の渡航関連情報にも十分御注意いただき、適切な対応をお願いします。

また、本日、新型インフルエンザの疑いがある患者の届出があったことを踏まえ、国内での発生に備え、児童生徒等に新型インフルエンザの疑いがある場合は、医療機関に直接行くのではなく、まずは最寄りの保健所等に電話等で御相談し、必要に応じて感染症指定医療機関等に受診することについて周知をお願いします。また、児童生徒等に対し、感染の予防に極めて重要なマスクや手洗い、うがい、人混みを避けるといった日ごろからの基本的な備えをすることについて周知をお願いしますとともに、引き続き、正確な情報に基づき冷静な対応をお願いします。

国立大学法人におかれましては、各附属学校に対して、都道府県教育委員会におかれましては、域内の市区町村教育委員会及び所管の学校（専修学校・各種学校を含む。）、社会教育施設、社会体育施設、文化施設に対して、都道府県私立学校主管課におかれましては、所轄の学校（専修学校・各種学校を含む。）等に対して周知をお願いいたします。

なお、海外修学旅行については、「海外修学旅行の安全確保について（通知）」（17初

国教第40号) (別添資料参照) において、出発の1カ月前までに、当該修学旅行に関する事項を、文部科学省に提出いただくこととなっておりますが、今般の事情に鑑み、別途、別紙1による実態把握にご協力をお願いいたします。さらに、帰国後、児童生徒及び引率教員等について、新型インフルエンザに罹患した疑いが発生した場合、別紙2により、速やかに文部科学省に提出をお願いいたします。

文部科学省としては、今後とも情報収集及び提供に努めてまいりますので、今後の動向に御注意くださるようお願いいたします。

なお、国内で新型インフルエンザが発生した場合は、「新型インフルエンザ対策に関する文部科学省行動計画」を参照の上、特に、下記の点に留意するなど、学校の臨時休業等の措置が適切に講じられるようお願いいたします。

記

- 1 文部科学省等及び地方公共団体の保健部局等からの臨時休業等の情報提供や要請に速やかに対応できるよう、教育委員会、附属学校を置く国立大学法人、私立学校担当の知事部局及び担当者と学校等との連絡網等について確認すること。なお、各学校においても、臨時休業等の情報提供や要請に迅速に対応できるよう各家庭との連絡網を確認するよう指導すること。
- 2 児童生徒や教職員等に新型インフルエンザ患者が発生した場合、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、入院措置等が講じられることから、厚生労働大臣及び都道府県知事の要請に対して速やかに協力すること。
- 3 学校において、児童生徒や教職員等に新型インフルエンザ患者が発生したことがわかった場合には、当該学校の設置者は、ただちに発生した地域の都道府県保健部局等に相談するとともに、文部科学省及び都道府県等から発表される情報を踏まえ、臨時休業等の措置が適切に講じられるようにすること。
- 4 都道府県において第1例目の患者が確認されるなどにより、都道府県保健部局等から学校の臨時休業の要請があった場合、学校の設置者は、必要に応じて要請を行った都道府県保健部局等と相談しつつ、臨時休業の開始時期及び対象校等を検討し、これらの措置が適切に講じられるようにすること。
- 5 学校が臨時休業等の措置を行った際には、学校の設置者は、都道府県教育委員会、都道府県私立学校担当部局等にその旨を報告することとし、都道府県教育委員会及び都道府県私立学校担当部局は、文部科学省に報告すること(別紙3のとおり)。文部科学省は、都道府県教育委員会等からの報告を取りまとめた上で、全国の都道府県に周知することとしていること。ただし、国立大学附属学校において臨時休業等の措置を行った際には、当該国立大学法人の担当部局は文部科学省に報告すること(別紙3のとおり)。